

令和8年度

地域つながり活動 助成金

申込の手引き

この冊子は事業完了まで大切に保管してください。

地域福祉活動や住民の支えあい活動など

地域福祉の増進を図る自主的な取り組みを支援します。

申請期間

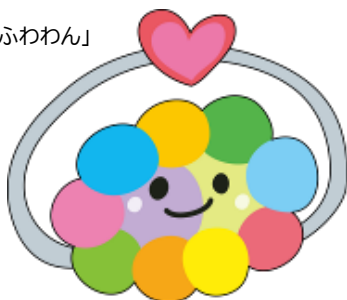
第1次 令和8年4月13日(月) ~ 令和8年4月27日(月)

第2次 令和8年9月7日(月) ~ 令和8年9月24日(木)

※申請前に面談が必要となります。

社協マスコットキャラクター

「ふわわん」



共同募金シンボルキャラクター

愛ちゃんと希望くん



© 中央共同募金会



湖南省社会福祉協議会

本事業は、「湖南省社会福祉協議会会費」と
「赤い羽根共同募金」により実施しています。



赤い羽根共同募金

社会福祉法人湖南省社会福祉協議会・湖南省共同募金委員会

1. 目的

「地域つながり活動助成金」（以下、「助成金」という。）は、誰もが安心して暮らし続けることができる豊かな地域社会を目指して地域課題の解決に取り組む地域福祉活動や住民の支えあい活動など、地域福祉の増進を図る事業の経費の一部を助成することを目的とする。

2. 助成対象事業および助成金額

①地域見守り事業(見守り・配食・傾聴)	事業準備	事業運営
高齢者や障がいのある方など、支援が必要な方々が孤立するのを防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で支え合う事業に助成します。	助成対象経費の 3/4以内 上限50,000円	助成対象経費の 3/4以内 上限100,000円
②住民主体の生活支援事業(移動・買物・訪問支援・居場所)		
地域住民が主体となって、高齢者や障がいのある方など、支援が必要な方々の生活を支えるための支援を提供するサービス事業に助成します。		
③つどい事業(高齢者・障がい児者・子ども若者のつどい)		
高齢者や障がいのある方、子ども若者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域とのつながりを深めるためのつどい事業に助成します。		
④地域福祉課題の把握・解決事業(調査・研究・分析・広報活動)		
「地域共生社会」の実現に向け、既存の福祉制度では対応しきれない複雑な福祉ニーズに対応するため、地域の課題を発見し、解決していく取り組みに助成します。		
⑤世代間交流・国際交流イベント助成事業		
世代間の交流活動や、多様な国際交流活動イベントに助成します。講演会・展示会・交流会・多文化理解を深める企画をする際、広く市民を対象として開催するイベントなどが対象です。		
⑥地域での人材(ボランティア)養成研修会・まちづくり(福祉)講演会の開催事業		
市民が福祉について理解を深め、ボランティア活動に参加するきっかけとなるボランティア養成研修会・福祉講演会の開催に対して助成します。		

3. 助成対象事業の具体例および対象とならない事業

対象となる事業の例

(1) 地域見守り事業(見守り・配食・傾聴)

1. 高齢者見守り訪問事業・・・住民ボランティアが、一人暮らし高齢者宅を訪問し安否確認と声かけを行う。
2. 配食サービスによる安否確認事業・・・週数回の弁当配達を通じて、食事支援と同時に健康状態や生活状況を把握する。
3. 電話・訪問による傾聴ボランティア活動・・・孤立しがちな高齢者等を対象に、定期的な電話や訪問で話を聴き、心のケアを行う。

(2) 住民主体の生活支援事業(移動・買物・訪問支援・居場所)

1. 買物支援同行サービス・・・住民ボランティアが高齢者と一緒にスーパー等へ同行し、買物や外出を支援する。
2. 地域送迎・移動支援事業・・・通院やサロン参加のため、住民が運転する車での送迎支援を行う。
3. 地域の居場所づくり事業・・・空き家や公民館を活用し、誰でも立ち寄れる交流の場(お茶会・談話室)を運営する。

(3) つどい事業(高齢者・障がい児者・子ども若者のつどい)

1. 高齢者ふれあいサロン・・・体操・趣味活動・茶話会を行い、閉じこもり防止と交流促進を図る。
2. 障がい児者交流のつどい・・・レクリエーションや創作活動を通じて、本人・家族同士の交流を深める。
3. 子ども・若者の居場所事業・・・学習支援や相談、自由に過ごせる空間を提供し、孤立防止につなげる。

(4) 地域福祉課題の把握・解決事業(調査・研究・分析・広報活動)

1. 地域福祉アンケート調査事業・・・住民アンケートを実施し、生活困窮・孤立・移動困難等の課題を把握する。
2. 福祉資源マップ作成プロジェクト・・・相談窓口・居場所・支援団体などをまとめ、住民にわかりやすく広報する。
3. 地域福祉課題検討会・研究会・・・関係機関・住民が集まり、調査結果をもとに課題解決策を検討する。
4. 広報紙・SNSによる情報発信事業・・・地域の福祉活動や支援制度を広報紙やSNSで周知し、参加を促す。

(5) 世代間交流・国際交流イベント助成事業

1. 世代間交流フェスティバル・・・高齢者・子ども・子育て世代が一緒に参加する地域イベントを開催する。
2. 多文化交流イベント・・・外国人住民と地域住民が交流する料理教室や文化体験イベントを実施する。
3. 学校・地域連携交流事業・・・小中学生と高齢者が一緒に昔遊びや学習活動を行い交流する。
4. 外国人向け生活ガイド講座・・・ゴミ出し・防災・学校制度などの説明を実施する。

(6) 地域での人材(ボランティア)養成研修会・まちづくり(福祉)講演会の開催事業

1. 見守り・傾聴ボランティア養成講座・・・高齢者対応や傾聴技術を学ぶ連続講座を実施する。
2. 生活支援ボランティア研修会・・・移動支援・買物支援の基礎知識や安全運転研修を行う。
3. まちづくり・地域福祉講演会・・・専門家を招き、地域共生社会や支えあいの重要性を学ぶ講演会を開催する。
4. 防災と福祉をつなぐ人材育成講座・・・災害時に誰も取り残さない地域を目指した講座を実施する。

対象とならない事業

- (1) 国、自治体、他の機関から、同趣旨の補助金、助成金、寄附金等を受けている事業
- (2) 主たる活動範囲が湖南市以外の団体等によって行われる事業
- (3) 政治活動、宗教活動、又は、営利活動を目的とする事業
- (4) 反社会的な活動

4. 助成対象経費（ただし、経常的運営費と人件費(賃金)を除きます。）

経費科目	経費内訳
報償費	講師謝礼、ボランティア謝礼等
旅費	講師、スタッフの交通費、燃料費等
使用料・賃借料	会場や機材の使用料等
印刷製本費	ポスター、チラシの印刷費等
備品費	事業に使用する備品等
消耗品費	用紙、文房具、インク代、茶菓子代等
食料費	軽食、茶菓子代等 ※審査会が特に認めた場合に限り、食料費(軽食にかかる費用など)も認められます。
通信運搬費	郵便代等
保険料	行事保険等（個人にかかるボランティア保険は対象外）

※団体の運営のための経費(団体案内のパンフレット印刷代等)は認められません。

5. 助成対象者

以下の全ての要件をみたすものとします。

- (1)主たる活動を湖南省内で行っている地域づくり組織(区・自治会・地域まちづくり協議会)、福祉団体、ボランティアグループ、事業所または個人であること。
- (2)本会事業・活動に対して協力できること。
- (3)赤い羽根共同募金運動について協力の意思があること。
- (4)事業実施の際に印刷物等に「この事業は湖南省社会福祉協議会の会費・赤い羽根共同募金による助成を受けています」という記載をすること。

6. 申請期間

第一次 令和8年4月13日(月)～令和8年4月27日(月)午後5時まで

第二次 令和8年9月7日(月)～令和8年9月24日(木)午後5時まで

・申請書類をご記入後、担当職員と面談の上で申請となります。必ず事前に電話またはメールにて面談の事前予約を行ってください。申請方法は窓口の受け取りのみとなります。

7. 申請に必要な書類

- (1)助成金交付申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3)事業収支予算書(様式第3号)
- (4)チェックリスト
- (5)会則、規約(またはそれらに相当するもの)
- (6)団体の会員名簿及び役員名簿(役員名簿は必ず代表者・会計担当者を明記)
- (7)助成申請者の前年度決算書及び事業報告書
- (8)活動内容がわかるもの(事業案内等)
- (9)経費見積書(備品購入等の場合のみ)

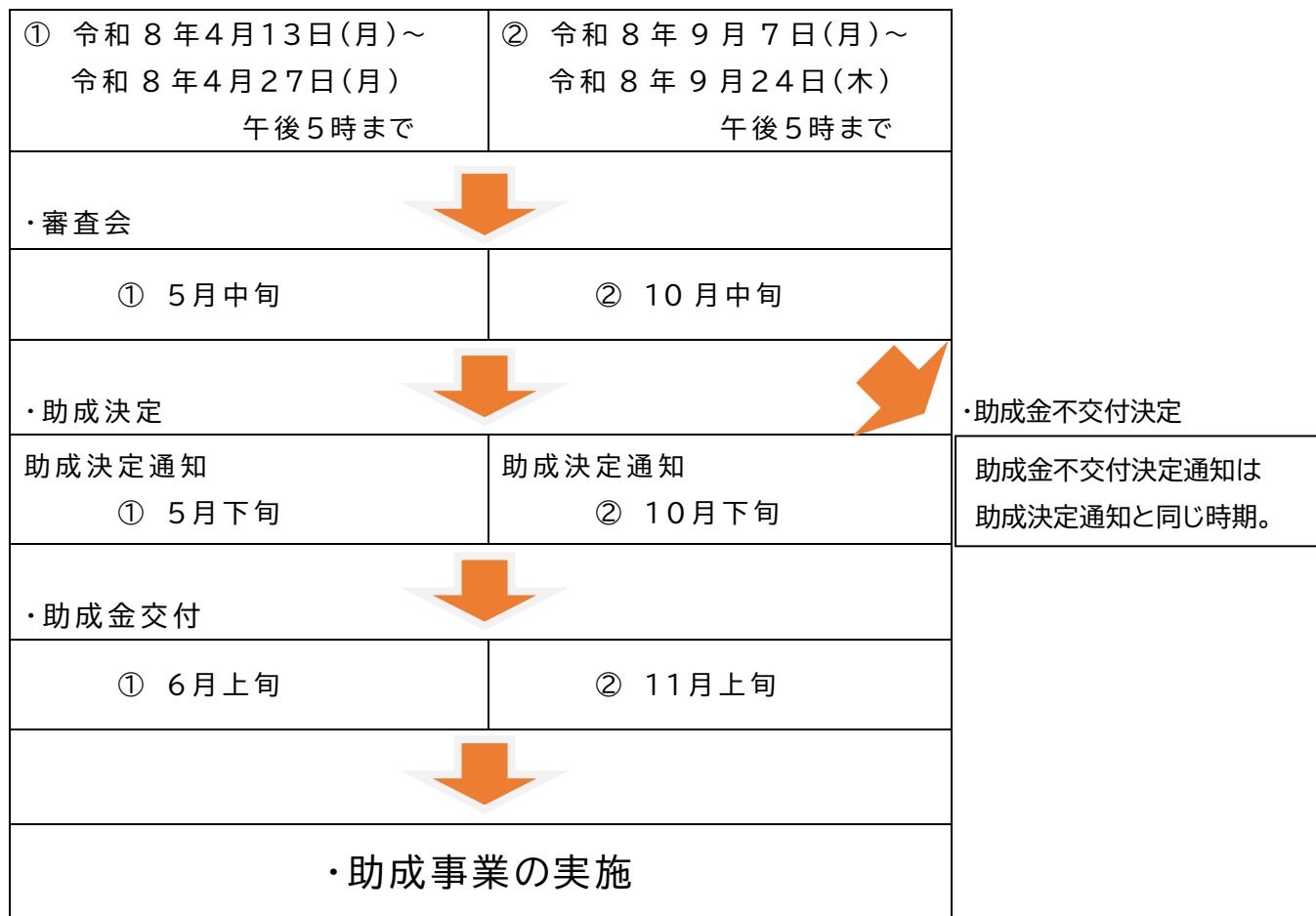
・本会ホームページからダウンロード、または社会福祉センター・ふれあいの館・石部老人福祉センターにて配付しています。

・申請書類は、原則として審査後返却しません。申請前に各団体にて控えをお取りください。

8. 申請から助成終了までの流れ

(令和8年度は2回審査会を設定します)

・申請期間



・助成金不交付決定

助成金不交付決定通知は
助成決定通知と同じ時期。

報告書類の提出

助成事業終了後、すみやかにご提出ください。

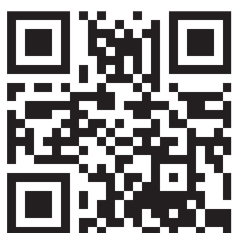
提出締切 令和9年4月12日(月)午後5時まで

- (1) 助成金事業完了報告書(様式第6号)
- (2) 事業実績書(様式第7号)
- (3) 事業収支決算書(様式第8号)
- (4) 助成事業の内容・成果報告が分かる資料および写真データ、レシート、領収書

9. 注意事項

- ・交付決定した事業に変更等生じた場合は、必ず事前に相談してください。
- ・交付決定の場合でも助成金額が申請金額より減額となることがあります。
- ・領収書等で団体が支払ったことを明確に確認することができない費用や助成金の申請内容に偽り、又は相違のある使用方法があった場合には、取消や返還などを求めることがあります。
- ・助成金交付内容は、本会広報誌や本会ホームページ、本会事業報告書にて公開する場合があります。また、赤い羽根共同募金の一部を財源としているため、赤い羽根データベース「はねっと」で事業報告を公開する場合があります。

湖南省社会福祉協議会
ホームページはこちら



湖南省社会福祉協議会
公式 LINE の登録も
お願いします。



赤い羽根データベース
「はねっと」はこちら



問い合わせ

社会福祉法人湖南省社会福祉協議会

湖南省共同募金委員会

〒520-3234

湖南省中央一丁目 1 番地 社会福祉センター内

電話 72-4102 FAX 72-8898

E-Mail : konan-shakyo@rose.ocn.ne.jp